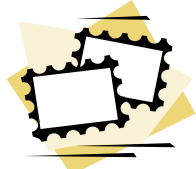


## 印紙の誤購入にご注意!

- 郵便局における印紙の誤購入防止対策についてあっせん -



沖縄行政評価事務所

「商標登録のため特許印紙を購入すべきところ、郵便局で誤って収入印紙を購入してしまった。郵便局における印紙の誤購入防止の対策を講じてほしい。」との行政相談

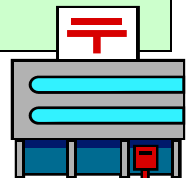
郵便局で取り扱っている印紙には収入印紙、登記印紙、特許印紙等の6種類があります。印紙を一旦購入すると、例えば、収入印紙を他の種類に交換することはできません。このため、印紙販売の委託を受けている郵便局の窓口では、印紙の誤購入防止対策として、以前から、印紙の種類と使用目的の確認等について購入希望者への声かけ、助言を行うこととされています。

行政相談を受付けた沖縄行政評価事務所は、郵便局における誤購入防止対策の実施状況を調査し、行政苦情救済推進会議の有識者の意見を踏まえた上で、平成17年3月16日、日本郵政公社沖縄支社に対して文書により、次のようなあっせんを行いました。

### 1 郵便局における購入希望者からの種類や使用目的の確認状況

#### <当事務所の調査結果>

県内の12郵便局を調査したところ、印紙の使用目的の確認を行っているとする郵便局がある一方で、高額な印紙の場合等ケースバイケースで確認している郵便局やほとんど確認を行っていない郵便局がみられました。



#### <当事務所から郵政公社に対して>

前回、旧沖縄郵政管理事務所が郵便局を指導して5年が経過しているのに、印紙の誤購入防止対策を再度、郵便局職員に徹底することについてあっせんしました。

## 2 郵便局における印紙の種類等の掲示状況

### < 当事務所の調査結果 >

県内の12郵便局を調査したところ、印紙の交換が難しいことを表示しているものが1局ありましたが、郵便局の窓口等における販売印紙の種類や購入後の印紙の交換の可否について説明・表示する掲示等がない局がほとんどでした。

### < 当事務所から郵政公社に対して >

購入希望者の利便を図り、併せて注意を喚起する観点から、購入希望者の目につきやすい場所へ次のような事項を掲示すること等についてあっせんしました。

販売印紙の種類

購入後の印紙の交換の可否についての説明・表示